

獨協医科大学図書館グループ学習室利用細則

(平成23年4月1日制定)

(目的)

第1条 グループ学習室は、複数(2人~10人)による共同学習を目的とし、会話が伴う事を前提とする。

(資格)

第2条 使用資格は、本学の学生、教職員、大学院生に限る。ただし、学生を優先とする。

(運用)

第3条 グループ学習室の運用は次のとおりとする。

- (1) 鍵なしの部屋は、申込不要で利用できるものとする。
- (2) 鍵ありの部屋は、カウンターへ申込後に利用できるものとする。
- (3) ホワイトボード用マーカー等の貸出は所定の用紙に記入しておこなう。

(使用時間)

第4条 使用期間は次のとおりとする。

- (1) 鍵なしの部屋は在室時間内とする。荷物放置による部屋の確保を認めない。15分以上無人の場合は、図書館員が荷物の回収をおこなう。
- (2) 鍵ありの部屋は申請時間内とし、継続を希望する場合、次の申込者がない場合に限り、時間を延長することができる。
- (3) 使用可能時間は開館から閉館15分前までとする。

(部屋の申込)

第5条 申込は所定の用紙に記入しておこない、申込順位に従って使用を許可する。

2 申込書はカウンターへ提出するものとする。

(予約)

第6条 予約は次のとおりとする。

- (1) 鍵ありの部屋に限り、1グループにつき3日間の部屋の確保を認める。
- (2) 予約は所定の用紙に記入しておこない、申込順位に従って予約を受付する。
- (3) 使用開始時間を30分以上経過しても利用のない場合は、キャンセルとする。

(使用上の注意)

第7条 使用上の注意は次のとおりとする。

- (1) 室内の備品は使用后必ず現状に復帰しなければならない。
- (2) 明らかに使用者によって室内の備品等が破損したと認められる場合、使用責任者は弁償の責を負う。
- (3) 室内で食事をしてはならない。
- (4) 室内で喫煙をしてはならない。
- (5) 室内で大声をあげてはならない
- (6) 鍵ありの部屋は、外出時は鍵をカウンターに預けなければならない。
- (7) 60分を越える外出は退室扱いとする。
- (8) 使用終了後、鍵なしの部屋は扉を開放する。
- (9) 使用終了後、鍵ありの部屋は施錠し鍵とチェックシートをカウンターに提出する。
- (10) 使用終了後、備品の貸出を受けていた場合はカウンターに返却する。

(使用の停止)

第8条 この細則に違背した場合は、以後の使用を禁止することがある。

(細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、獨協医科大学図書館委員会の議を経るものとする。

附 則 (平成22年 規程第 号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。